**河川水質環境基準に係る類型指定（案）について**

**１．目的及び経緯**

・河川水質環境基準については、水域の利用目的に対応して、生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）等と水生生物の保全に関する項目ごとに複数の類型が設けられている。この類型は、水域ごとに都道府県知事が指定（県際水域は国が指定）することとされ、また、水域の利用目的や水質汚濁の状況等の変化に応じて適宜見直すこととされている。

・大阪府においては、平成21年６月に類型指定の見直しを行い、見直した類型に基づく評価を平成22年度に開始してから５年が経過していることから、より一層の水質保全を図るため、水域の利用目的や水質汚濁の状況等の変化を踏まえて、このほど見直しを行うものである。

**２．類型指定の基本的な考え方**

　今回の類型指定の見直しに当たっては、次の(1）、(2)に示す基本的な考え方に基づき、過去６年間の毎月の水質の状況や河川の利用形態、流域のＢＯＤ汚濁負荷量などの情報を整理して河川水域ごとに検討した。

(1)ＢＯＤ等５項目に係る類型指定

①検討する項目： 河川の代表的な汚濁指標であるＢＯＤの状況に主眼を置く。

②各水系で目指すべき類型： 各水系の特性を考慮し次のとおり設定する。

表１　各水系で目指すべき類型

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 水系 | | 目指すべき類型 |
| 淀川水系 | | Ｂ類型以上を目指す |
| 神崎川水系 | 神崎川の支川 | Ｂ類型以上を目指す |
| 猪名川上流の支川 | 全て既にＡ類型に指定されている |
| 寝屋川水系 | | Ｃ類型以上を目指す |
| 大阪市内河川 | | Ｂ類型を目指す |
| 大和川水系 | 石川とその支川 | Ｂ類型以上を目指す |
| 西除川、東除川 | Ｃ類型以上を目指す |
| 泉州諸河川 | 樫井川以北の河川 | 上流部及び支川はＢ類型以上を目指す  下流部はＣ類型以上を目指す |
| 男里川以南の河川 | 全て既にＡ類型に指定されている |

③各河川水域の類型：

・新規の類型指定については、流路延長５km、流域面積10km２以上もしくはそれと同等と考えられる河川を基本とし、利用目的や水質の現況、発生源の状況、将来の開発予定などを考慮して検討する。

・Ａ類型の水域であって、ＡＡ類型の水質を十分に満たし、自然探勝の場としての利用がなされている水域については、ＡＡ類型に改定することを検討する。

・上記以外の水域については、近年の水質状況等を考慮し、できる限り上位の類型への改定や達成期間の見直しを検討する。

(2)水生生物の保全に関する３項目に係る類型指定

①冷水性の魚種や府域で絶滅が危惧される魚種が生息している可能性のある水域については、以下の条件を総合的に考慮し、「生物Ａ」に指定する。

・上流域が山間部であるなど、自然が豊かな流域を持つこと。

・ＢＯＤがＡ類型の環境基準に十分に適合していること。

・冷水性の魚種やカジカ、アジメドジョウなど希少種の生息する可能性があると考えられること。

・冷水性の魚種についての漁業権が設定されていること。

②　①以外の水域で、ＢＯＤ等５項目に係る指定類型がＣ類型以上となる水域を「生物Ｂ」に指定する。

**３．類型指定（案）**

基本的な考え方に基づき検討した結果、類型指定は、表２に示すとおり見直すことが適当である。

なお、③に示す安威川下流(1)及び安威川下流(2)については、現在いずれもＡ類型（生物Ｂ類型）に指定しており、水質や利水状況等に差がないことから、類型範囲をひとつに統合することが適当である。

　表２　河川水質環境基準に係る類型指定（案）

①＜新規指定＞１河川水域を新たに類型指定する。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 水系 | 河川水域名 | 範囲 | 類型指定案 | |
| ＢＯＤ等５項目 | 水生生物項目 |
| 神崎川水系 | 天竺川 | 全域 | Ｂイ | 生物Ｂイ |

②＜上位類型への改定＞８河川水域について、ＢＯＤ等５項目の類型をより上位の類型に改定する。このうち、Ｄ類型からＣ類型へ改定する恩智川、大津川下流については、新たに水生生物類型を指定する。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 水系 | 河川水域名 | 範囲 | 類型改定案 | |
| ＢＯＤ等５項目 | 水生生物項目 |
| 淀川水系 | 芥川(1) | 京都府界から塚脇橋まで | ＡイからＡＡイへ改定 | 生物Ａイ（改定なし） |
| 神崎川水系 | 箕面川(1) | 箕面市取水口より上流 | ＡイからＡＡイへ改定 | 生物Ａイ（改定なし） |
| 寝屋川水系 | 寝屋川(1) | 住道大橋より上流 | ＣイからＢイへ改定 | 生物Ｂロ（改定なし） |
| 恩智川 | 全域 | ＤイからＣロへ改定 | 生物Ｂロ |
| 大和川水系 | 石見川 | 全域 | ＡイからＡＡイへ改定 | 生物Ａイ（改定なし） |
| 天見川 | 全域 | ＢイからＡイへ改定 | 生物Ｂイ（改定なし） |
| 佐備川 | 全域 | ＣイからＢイへ改定 | 生物Ｂイ（改定なし） |
| 泉州諸河川 | 大津川下流 | 泉大津市高津取水口より下流 | ＤイからＣイへ改定 | 生物Ｂイ |

③＜類型範囲の統合＞神崎川水系の安威川下流(1)と安威川下流(2)は、類型範囲を統合する。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 河川水域名 | 範囲 | ＢＯＤ等５項目の類型 | 水生生物項目の類型 |
| 現行 | 安威川下流(1) | 茨木市取水口から戸伏まで | Ａイ | 生物Ｂイ |
| 安威川下流(2) | 戸伏から大正川合流点まで | Ａイ | 生物Ｂイ |
| 統合案 | （仮称）安威川下流 | 茨木市取水口から  大正川合流点まで | Ａイ（改定なし） | 生物Ｂイ（改定なし） |

　　　この見直しを行うことにより、類型別の河川水域数は表３に示すとおりとなる。

表３　類型別の指定水域数

①＜ＢＯＤ等５項目＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 類型 | 現行 | 指定・改定案 |
| ＡＡ | 0 | 3 |
| Ａ | 29 | 26 |
| Ｂ | 27 | 29 |
| Ｃ | 8 | 8 |
| Ｄ | 13 | 11 |
| Ｅ | 4 | 4 |
| 全類型 | 81 | 81 |

②＜水生生物の保全等に関する３項目＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 類型 | 現行 | 指定・改定案 |
| 生物Ａ | 9 | 9 |
| 生物Ｂ | 54 | 56 |
| 全類型 | 63 | 65 |

　　　　　　　　　　　　　　※生物特Ａ、生物特Ｂの指定水域なし